

これからの知財分野を支える人財に関する課題

平成23年12月

特許庁

1. グローバル化への対応

(1) 経済のグローバル化

(2) 知財分野(知財制度・知財活動)のグローバル化と競争の激化

(3) 知財分野のグローバル化と制度調和

2. イノベーションモデルの変化への対応

(1) イノベーションモデルの変化

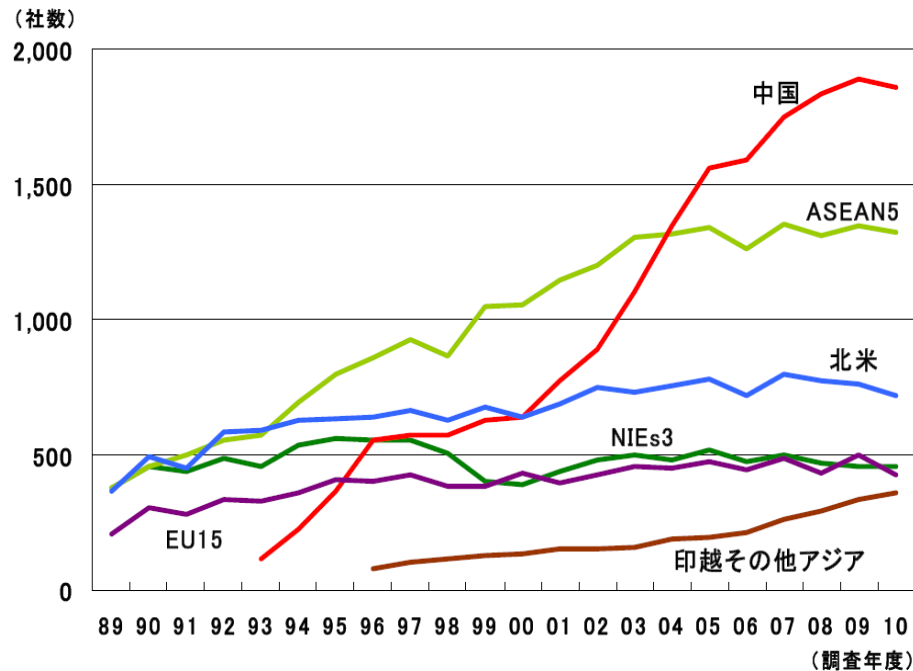
(2) イノベーションモデルの変化による知財分野の課題

3. 課題のまとめ

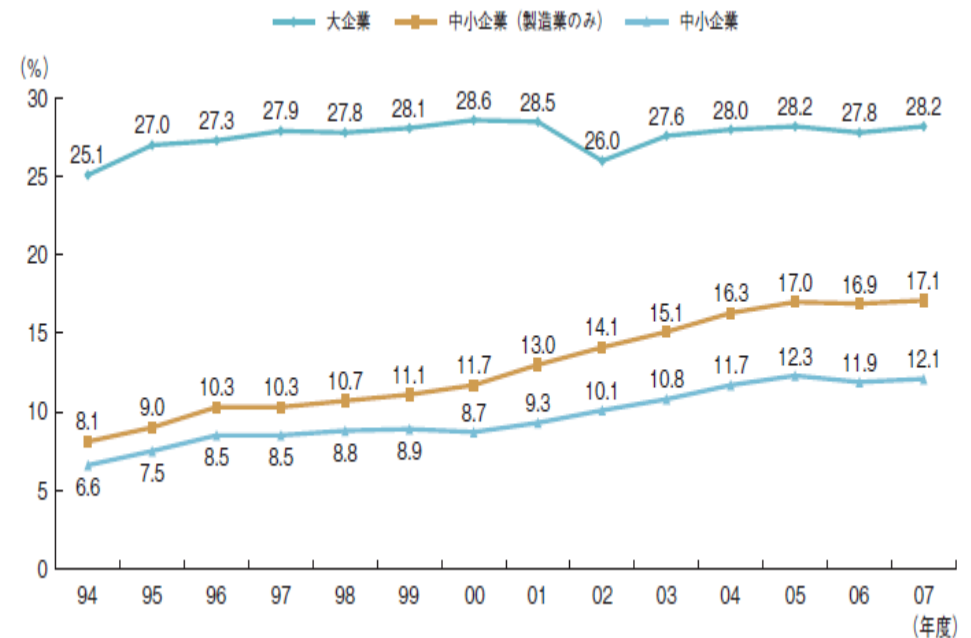
1. (1) 経済のグローバル化

- 我が国企業の事業活動はグローバル化しており、海外生産拠点数については、特に中国・ASEANにおいて、増加。
- 中小企業の事業活動もグローバル化しており、海外子会社を保有する中小企業の割合は着実に増加。

【我が国企業の海外生産拠点数】



【海外子会社を保有する企業の割合】



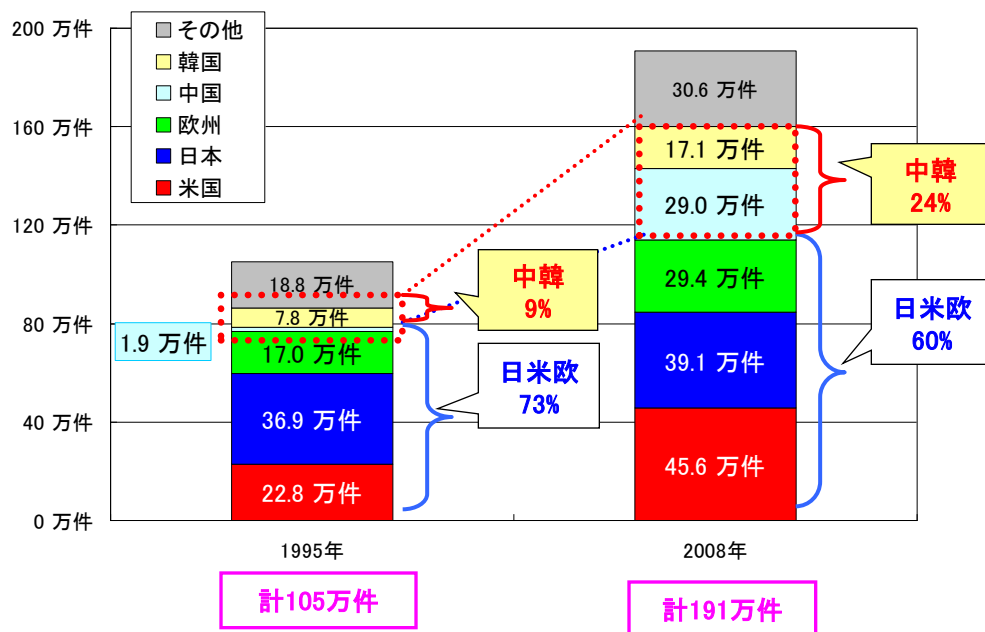
出典:「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2010年度 海外直接投資アンケート結果(第22回)－」(国際協力銀行, 2010年12月)3頁

出典:「中小企業白書2010年版」154頁

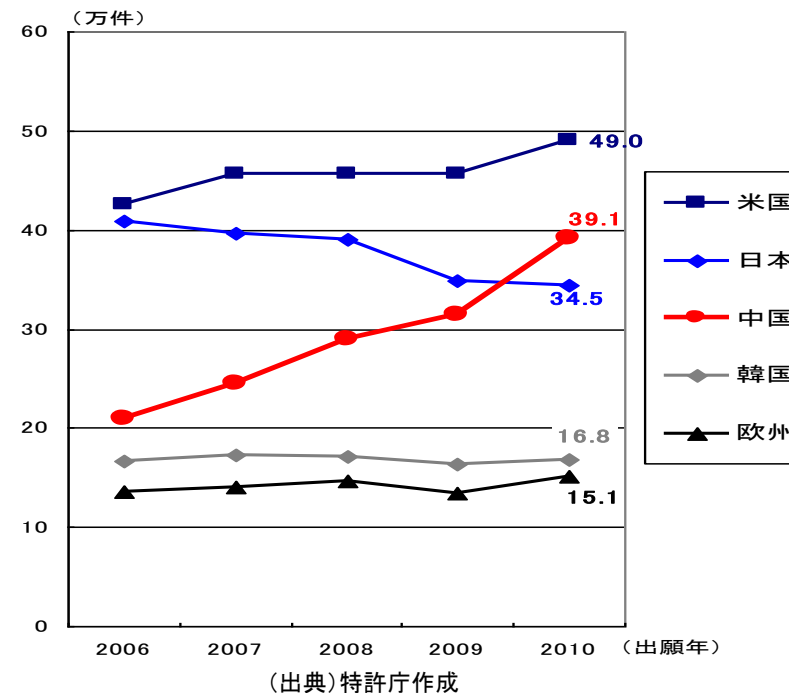
1. (2) 知財分野のグローバル化と競争の激化

- 世界の特許出願件数は顕著に増加。
- アジア新興国、特に中韓の市場拡大に伴い、特許出願先の中心が日米欧から日米欧中韓へと拡大。

【各国への特許出願件数の変化】



【日米欧韓中への特許出願件数】

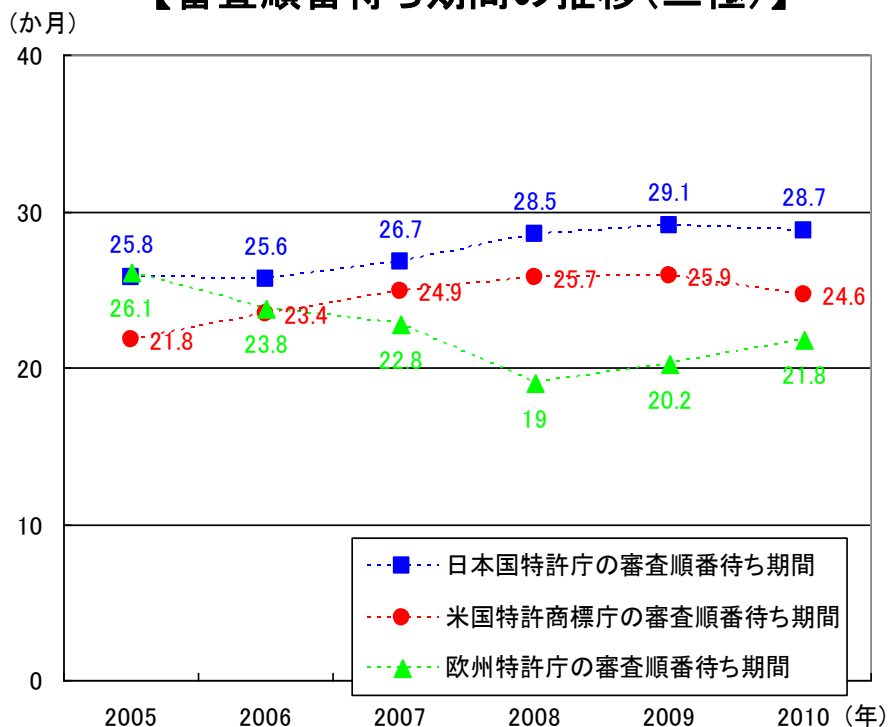


出典: WIPO Statistics Databaseに基づいて特許庁作成

1. (2) 知財分野のグローバル化と競争の激化

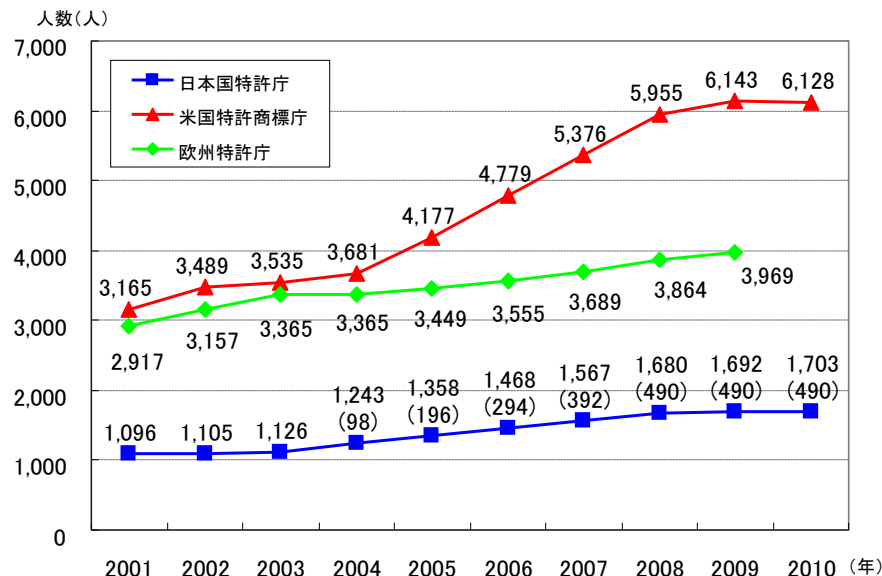
- こうした中、各国とも、審査順番待ち期間の短縮のため、審査処理の促進が大きな課題。
- 我が国は、任期付審査官、民間能力の活用で対応してきており、今後も活用。
- 米国、欧州ともに審査官の増員により、審査処理能力を強化。

【審査順番待ち期間の推移(三極)】



(出典)特許庁作成

【審査官数の推移(三極)】



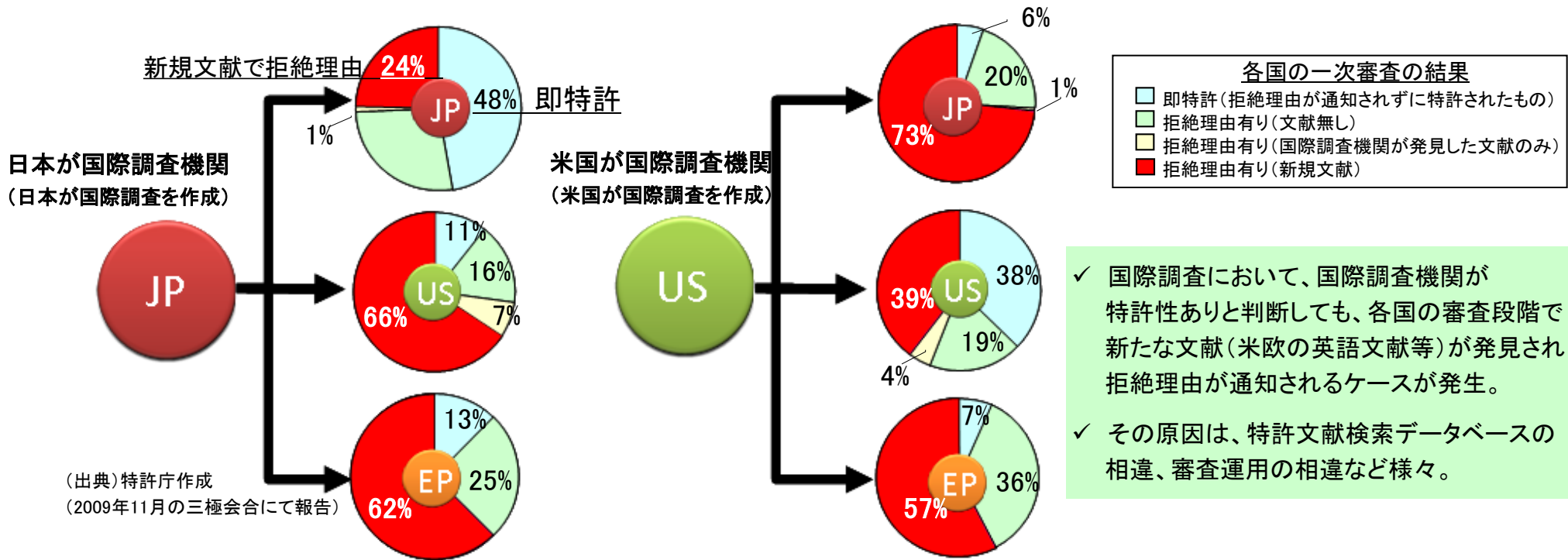
- 米国特許商標庁は、2001年から2010年の間に約3,000人を増員
- 欧州特許庁は、2001年から2009年の間に約1,000人を増員
- 日本国特許庁は、2001年から2010年の間に約600人を増員 (内、任期付審査官490人)

(出典)特許庁作成

1. (2) 知財分野のグローバル化と競争の激化

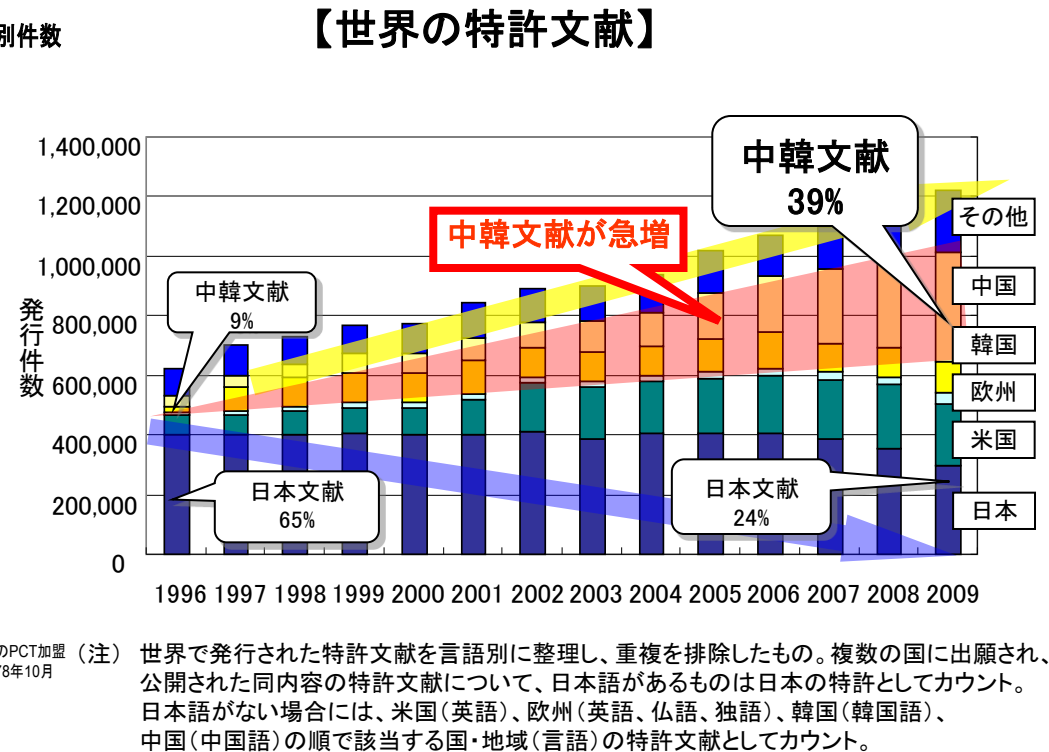
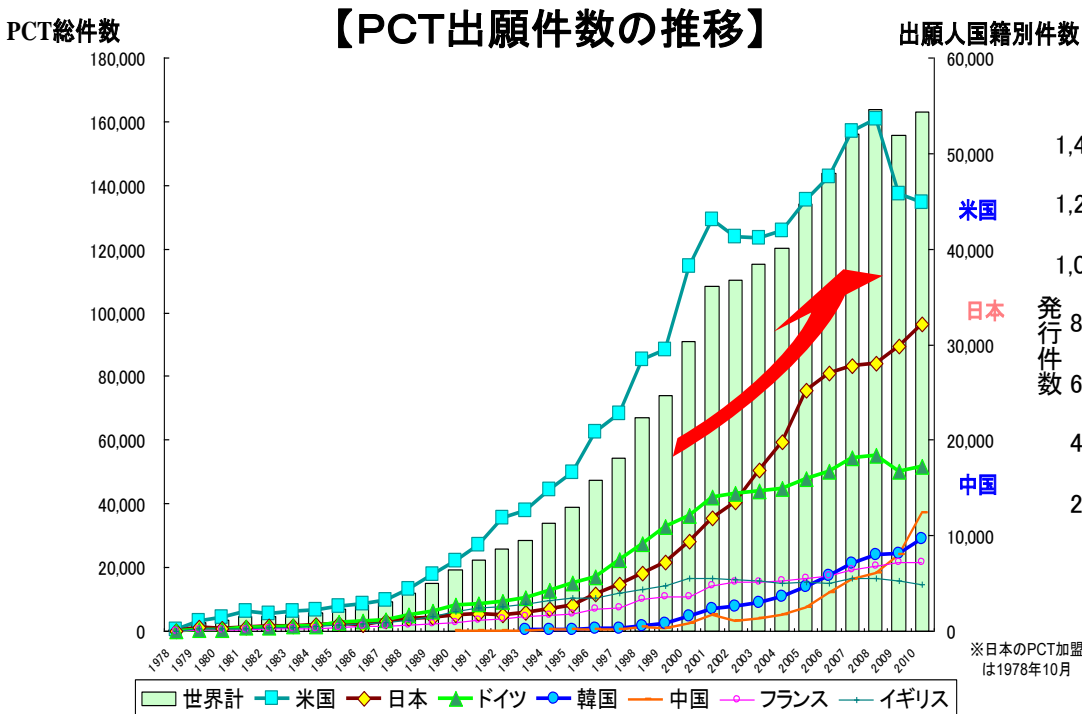
- PCTについて見ると、国際調査機関が特許性ありと判断しても各国の審査段階で拒絶理由が通知されるケースが発生。
- 世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定が大きな課題。
- 併せて、企業が安心して世界市場で活動するためにも、各国間の審査結果の相違解消も大きな課題。

【国際調査機関が特許性ありと判断した出願に対する、各国の一次審査の結果】



1. (2) 知財分野のグローバル化と競争の激化

- 強い権利の設定のためには、PCT英語出願の増加や中国・韓国語による技術情報の急増への対応も不可欠。
- 同時に、審査の品質管理体制の強化や、審判部門を中心とした法的能力の向上も重要。
- また、言語に依存しない調査ツールである共通特許分類の構築を推進。

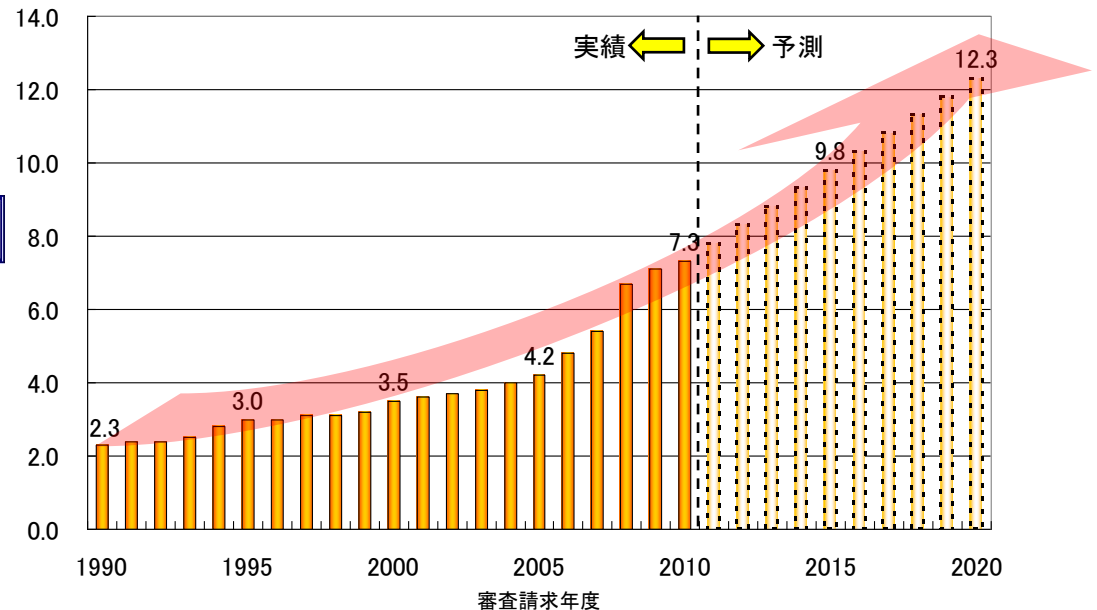
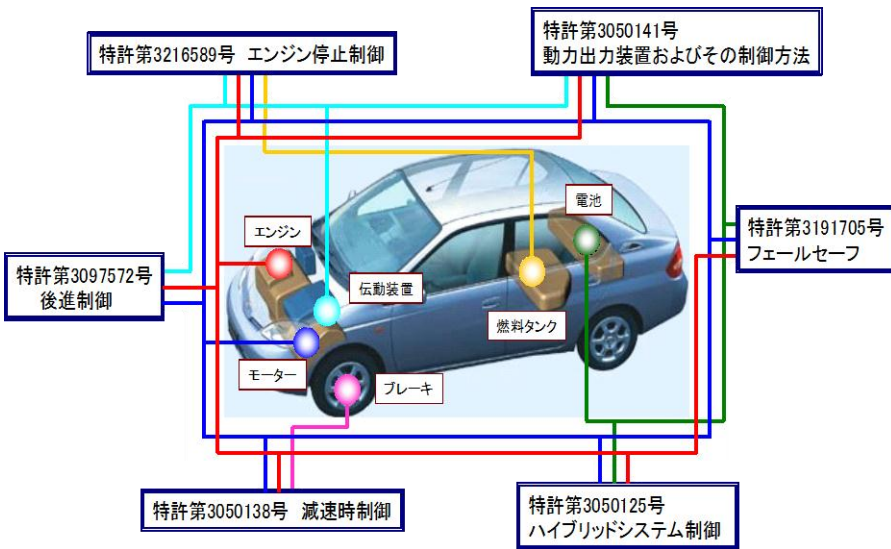


1. (2) 知財分野のグローバル化と競争の激化

- 発明の内容に目を向けると、ハイブリッド自動車に代表されるように技術の複合化が進んでいる。これに則し、特許出願の内容も複合化。
- このため、特許出願がどのような技術を含むものであるかを示す国際特許分類の1出願当たりの付与数が増加。2010年度においては10年前の2倍。
- 革新的な技術や複合技術への対応が重要。

【ハイブリッド自動車に見られる技術の複合化の例】

【特許出願1件あたりに付与される国際特許分類数(平均)】



1. (3) 知財分野のグローバル化と制度調和

- 海外での円滑かつ予見性の高い特許権取得を可能とする上で、各国特許制度の調和が不可欠。
- しかし、世界知的所有権機関(WIPO)では、加盟国間の対立により議論が停滞。
- 我が国のリードにより、特許審査ハイウェイ(PPH)が拡大し、運用調和の必要性が高まる。

最近の状況

- ・日本からの長年の働き掛けにより、米国では、先願主義移行を含む特許改革法案が本年9月に成立。
- ・日本発案によるPPHは順調に拡大(23か国・地域が参加)。
- ・PPH参加国間において、審査運用調和の必要性が高まっている。

特許制度調和の議論の機運の高まり



日米欧中韓の五大特許庁長官会合(2011年6月、東京)以降
中国を含め特許制度調和を議論

現在の取組

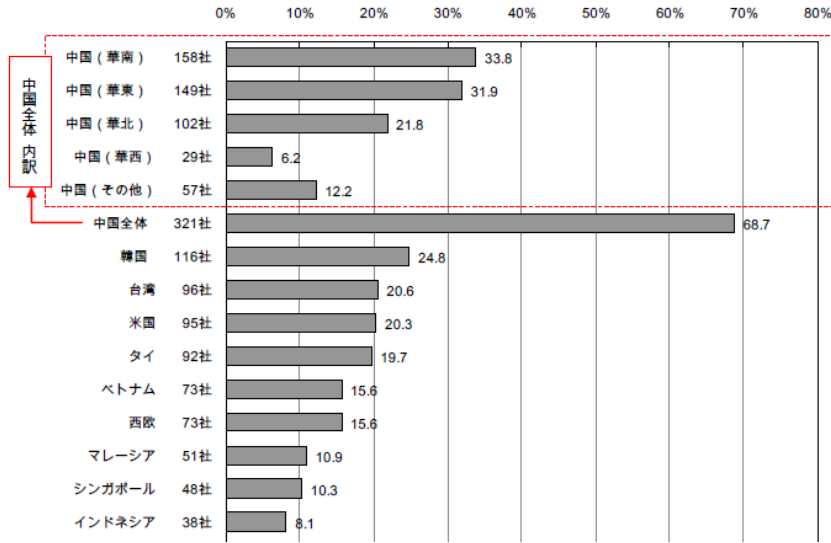
特許制度調和に向けた実務レベルの研究推進(2011年度)
特許制度調和の議論のベースを提供するべく、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用し、制度・運用の国際比較をし、その調和の効果や困難性を実務レベルで分析。2012年春までに分析結果を提示。

あらゆるフォーラムでの特許制度調和の議論をリード(2011年度～)
上記分析成果を活用しつつ、WIPOをはじめ、五大特許庁会合、日米欧三極会合、日米欧韓等先進国間会合(B+)など、あらゆるフォーラムでの特許制度調和の議論をリードし、早期の実現を図る。

1. (3) 知財分野のグローバル化と制度調和

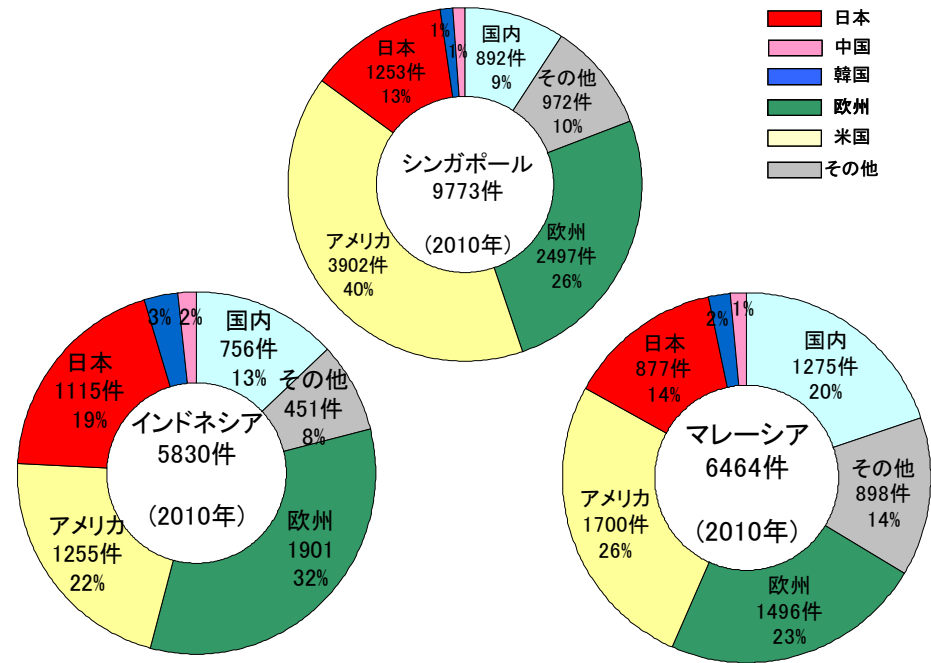
- 中国・韓国・ASEANにおける海外生産拠点数は増加しており、中小企業も進出。
- 我が国企業のASEANへの特許出願件数は欧米企業に比較して低調。
- PCT国際調査の管轄の拡大やアジア新興国における知財制度の整備支援が重要。

【我が国中小企業の海外生産拠点数】



出典:「平成22年度中小企業海外事業活動実態調査」(中小企業基盤整備機構)

【ASEANへの特許出願状況(2010年)】

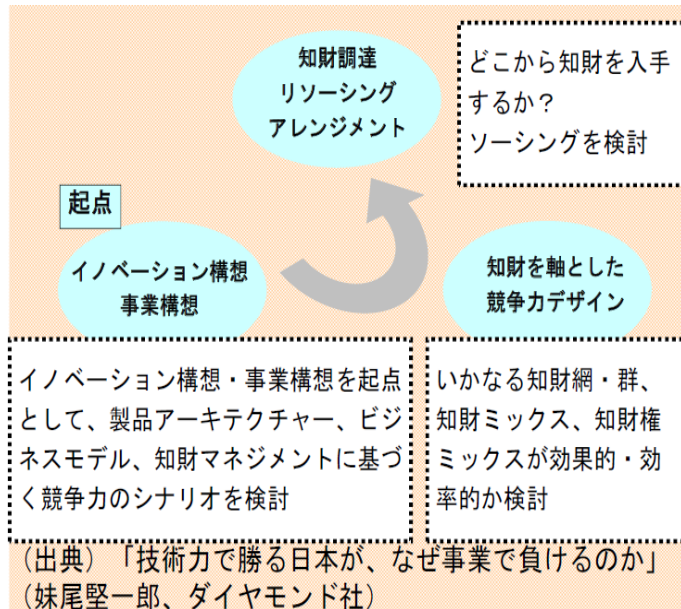


出典:特許庁作成
欧州はEU加盟国+スイスで算出

2. (1)イノベーションモデルの変化

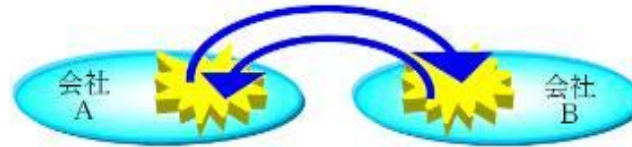
- 国際的な市場ニーズの多様化・複雑化や急速な変化に対応して、(1)市場ニーズを見極めて事業モデルを構想しこれを実現してゆく**事業起点型**のイノベーション創出サイクルや(2)自社技術だけでなく他社が持つ技術やアイデアを組み合わせる**オープンイノベーション**が進展。
- オープンイノベーションでは、中小企業やベンチャー企業、大学を含めたイノベーションを創出するあらゆるプレイヤーがそれぞれの強みを発揮し弱みを補完して協働していくことが不可欠。

事業起点型モデル

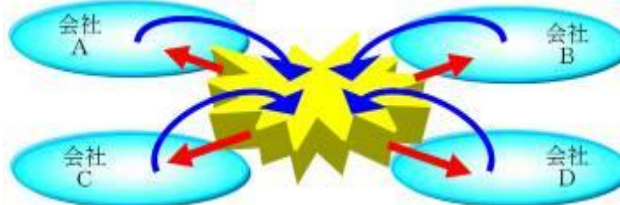


オープンイノベーションモデル

- ① 自社にない技術の取得・補完を志向した、**インバウンド型オープンイノベーション**

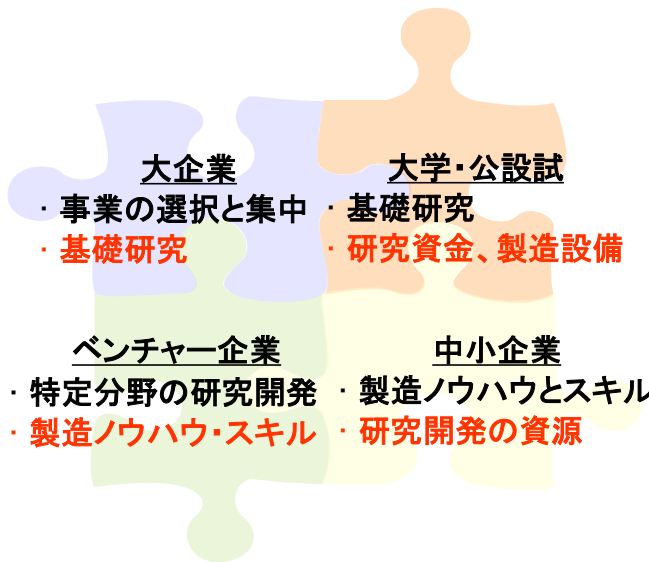


- ② 協働のシナジーによる価値創造を志向した、**アウトバウンド型オープンイノベーション**



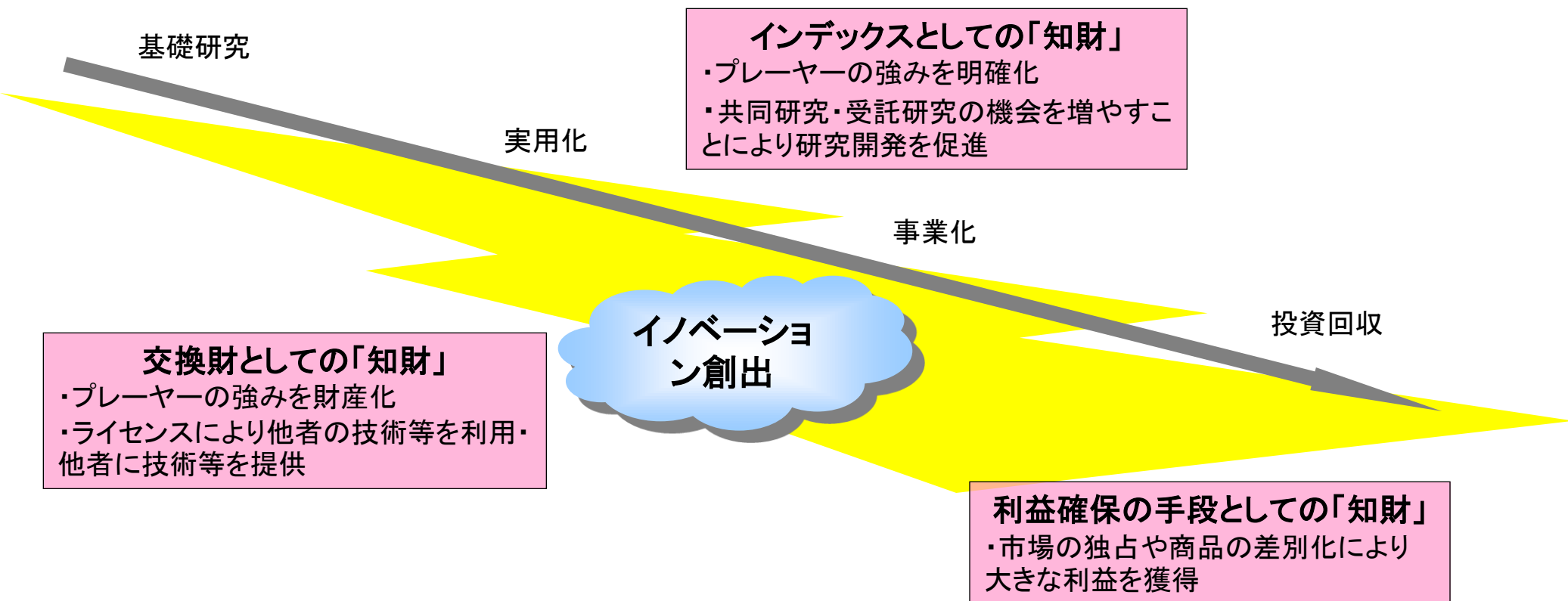
(出典)産業構造審議会産業技術分科会第23回研究開発小委員会資料5「日本企業の研究開発動向と政策課題」

オープンイノベーションにおけるプレイヤーの強み・弱み



2. (2)イノベーションモデルの変化に伴う知財分野の課題

- 知的財産は、イノベーションの成果に係る利益を独占して新たな研究開発に再投資するための①「利益確保の手段」としてのみならず、イノベーションを創出する場における、②プレーヤーの能力・立ち位置を明確にする「インデックス」として、さらには③知識・技術等の流通を促進する「交換財」として機能する。
- イノベーションモデルの変化・多様化に伴い、企業における知的財産の役割が多様化。
- 特許庁では企業等での現場経験を有する任期付審査官の知見や能力も活用。



「スピード」、「質(強い権利)」、「技術革新・技術動向変化への対応」の何れについても、各国特許庁に負けない体制をつくる。

- (1) 国際出願の急増、国際調査機関としての活動拡大、審査処理の一層の促進に向けた体制の整備
- (2) 英語などの多言語で実務ができる審査官・事務官の育成・配置
- (3) 制度及び運用調和のための審査官の各国派遣の推進
- (4) 審査官・審判官による最新の先端技術動向の把握
- (5) 技術対応幅の広い審査官の育成
- (6) 任期付審査官の庁内外での活用
- (7) ワークシェアリングの拡充、民間能力の活用
- (8) 審査の品質を管理する体制の整備
- (9) 審査官等の官民交流促進
- (10) 「強い権利」の設定に向けて、審判部門を中心とした法的能力の向上
- (11) 弁理士等の教育研修機会の拡大